

令和8年度

地震による家具の転倒を防ぎましょう

－取り付けを代行します－

～御坊市家具転倒防止金具取付事業補助金のご案内～

近年発生している大地震による負傷者の大半が、家具などの転倒等が原因といわれています。死亡原因の大半も家具の転倒による窒息死・圧死でした。家具等の転倒は、身の危険だけでなく避難や救助の妨げにもなります。

御坊市では、身近な地震対策の一つとして家具を金具等で固定する「御坊市家具転倒防止金具取付事業」を実施しています。30年以内に起こる確率が高いといわれている南海トラフ地震に備えて、命を守る出来る限りの対策をしておきませんか？

対象となる方は、この機会に是非ご活用ください。

【申請期間】

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

※家具転倒金具の取付けが、令和9年2月26日（金）までに完了出来る方に限ります。

【対象世帯】

御坊市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

- ①満65歳以上の者のみで構成する世帯
- ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、和歌山県療育手帳を受けている者のみで構成する世帯
- ③その他（市長が特に必要と認める世帯）

例：①及び②に該当する者のみで構成する世帯

※申請は1世帯につき1回限りとなっており、過去にこの事業をご利用された方は対象外となりますのでご了承ください。



【対象家具数】

1世帯につき、**3家具以内**（たんす、食器棚、本棚等が対象）

※電化製品（冷蔵庫やテレビなど）は対象外となります。

【補助金額】

1世帯あたり**10,000円**を上限とし、超えた金額は**自己負担**となります。

補助金活用された大半の方が、**自己負担ゼロ**となっています

「家具は、必ず倒れるもの」と考え防災対策を講じましょう。

補助事業の手続きの流れ

① お申し込み

家具転倒防止金具取付を希望される方は、市役所危機管理課（4階①窓口）までお越しいただき、申請手続きを行います。
また、電話相談（☎23-5528）も承っています。

【必要書類】

申請者は、市役所にある申請書類等に必要事項をご記入していただきます。

※令和4年度から、書類に**押印は不要**となりました。



② 日程調整

現場調査日及び取付日等は、**事業者（御坊市シルバー人材センター）**から事前連絡がありますので、日程調整を行ってください。

【現場調査】

事業者が、ご自宅に伺い、家具の状況や金具の取付け位置の確認及び費用の見積りを行います。



御坊市が指定した事業者
（御坊市シルバー人材センター）

③ 取付け作業・お支払い

事業者が、後日、金具の取付け作業を行います。

取付費用が10,000円を超えた場合、超えた金額を事業者にお支払いください。

お願いと注意事項

- 1 金具の取付けに際して、家屋又は家具に発生した傷等については、市及び事業者の責めに帰すべき事由と認められる場合を除き、市及び事業者は、その損害賠償の責めを負いません。
- 2 固定された家具が転倒したこと等より被害又は損害が生じても、市及び事業者は、その損害賠償の責めを負いません。
- 3 壁の種類や形状などによっては、取付ができない場合があります。事業者と要相談でお願いします。

【お問い合わせ先】

〒644-8686 御坊市藪 350 番地2
御坊市役所 危機管理課

ロゴフォームにて補助金の相談を受け付けておりますので、二次元コードを読み取り、ご活用ください。



0738-23-5528

